

国自安第252号
国自旅第418号
国自整第296号
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について」（平成14年4月17日付け国自総第24号、国自旅第10号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

道路運送法に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について（平成14年4月17日国自総第24号・国自旅第10号）新旧対照表

新	旧
<p>国自総第24号 国自旅第10号 平成14年4月17日 一部改正 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成20年6月13日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日 <u>一部改正 平成26年1月24日</u></p>	<p>国自総第24号 国自旅第10号 平成14年4月17日 一部改正 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成20年6月13日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令 及び旅客の利便確保命令の発動基準について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第28条第2項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、本基準は、平成14年4月17日以降に輸送の安全確保に関する違反又は旅客の利便確保に関する違反により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。</p>	<p>道路運送法第27条第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令 及び旅客の利便確保命令の発動基準について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第28条第2項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、本基準は、平成14年4月17日以降に輸送の安全確保に関する違反又は旅客の利便確保に関する違反により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。</p>
<p>記</p> <p>1. 法第27条第3項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。 (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号。以下「乗合及び貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等</p>	<p>記</p> <p>1. 法第27条第2項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。 (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号。以下「乗合及び貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等</p>

の基準について」(平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「乗用の処分基準」という。)による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者(当該違反点数の中に輸送の安全確保に関する違反(法第22条の2第1項、第4項及び第6項、第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに法第27条第2項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)第14条、第15条(第3号に係るものを除く。)、第20条から第22条第1項まで、第23条から第28条の2まで、第35条及び第36条まで、第37条第1項及び第2項まで、第38条、第41条、第42条第2項(第52条第15号並びに第53条第5号及び第6号に係るものを除く。)、第43条、第45条から第47条まで並びに第48条の2から第48条の4第1項までの規定に係る違反をいう。以下同じ。)によるものを含まない場合を除く。)であって、乗合及び貸切の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った場合。

(2)～(10) 略

2. 法第27条第3項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

(1)～(4) 略

3. 略

4. 略

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、3. 及び4. に定めるもののほか、以下のとおりとする。ただし、1.(10)による場合は(1)中、事業者を地方運輸局等に呼び出す措置は適用しない。

(1)～(3) 略

(4) 上記(1)、(3)の命令違反として取り扱う場合には、法第27条第3項に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合は、行政処分等の基準に従い、許可の取消処分を行うこととする。

(5) 略

附 則(平成16年6月30日 国自総第137号、国自旅第74号 一部改正)

1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則(平成18年9月15日 国自総第281号、国自旅第129号、国自整第83号 一部改正)

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。

の基準について」(平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「乗用の処分基準」という。)による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者(当該違反点数の中に輸送の安全確保に関する違反(法第22条の2第1項、第4項及び第6項、第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに法第27条第1項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)第14条、第15条(第3号に係るものを除く。)、第20条から第22条第1項まで、第23条から第28条の2まで、第35条及び第36条まで、第37条第1項及び第2項まで、第38条、第41条、第42条第2項(第52条第15号並びに第53条第5号及び第6号に係るものを除く。)、第43条、第45条から第47条まで並びに第48条の2から第48条の4第1項までの規定に係る違反をいう。以下同じ。)によるものを含まない場合を除く。)であって、乗合及び貸切の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った場合。

(2)～(10) 略

2. 法第27条第2項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

(1)～(4) 略

3. 略

4. 略

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、3. 及び4. に定めるもののほか、以下のとおりとする。ただし、1.(10)による場合は(1)中、事業者を地方運輸局等に呼び出す措置は適用しない。

(1)～(3) 略

(4) 上記(1)、(3)の命令違反として取り扱う場合には、法第27条第2項に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合は、行政処分等の基準に従い、許可の取消処分を行うこととする。

(5) 略

附 則(平成16年6月30日 国自総第137号、国自旅第74号 一部改正)

1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則(平成18年9月15日 国自総第281号、国自旅第129号、国自整第83号 一部改正)

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。

2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成19年5月1日 国自総第39号、国自旅第16号、国自整第12号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成20年6月13日 国自安第34号、国自旅第93号、国自整第46-2号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自安第69号、国自旅第137号、国自整第63号 一部改正）
改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成25年9月17日 国自安第142号、国自旅第222号、国自整第166号 一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. 平成25年10月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月24日 国自安第252号、国自旅第418号、国自整第296号 一部改正）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

(別表)

5. (2)に定める定期報告を行う期間について 略

2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成19年5月1日 国自総第39号、国自旅第16号、国自整第12号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成20年6月13日 国自安第34号、国自旅第93号、国自整第46-2号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自安第69号、国自旅第137号、国自整第63号 一部改正）
改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成25年9月17日 国自安第142号、国自旅第222号、国自整第166号 一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. 平成25年10月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

(別表)

5. (2)に定める定期報告を行う期間について 略